

一般財団法人畜産ニューテック協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人畜産ニューテック協会(以下「本財団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を茨城県かすみがうら市に置き、従たる事務所を東京都港区に置くほか、理事会の決議に基づき必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、生産、経営管理及び流通関連技術の総合的活用による畜産物の生産・流通の近代化を図り、もって国内畜産物の生産と流通の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家畜体外受精卵の移植技術指導及び移植技術研修会の実施並びに同産子枝肉資質の調査・情報の提供
- (2) 畜産生産技術に係る研究・調査等に対する助成
- (3) 体外受精卵及び同枝肉の販売業務
- (4) 基本財産（土地）の賃貸業務
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の目的である事業を行うために、評議員会で決議した不可欠な財産を本財団の基本財産とする。

(基本財産の管理及び運用)

第6条 本財団の基本財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(借入金)

第8条 本財団は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還できる短期借入金を借入することができる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第 11 条 本財団に、評議員 5 人以上 10 人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第 11 条に定める定数に不足するときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員の報酬等は、毎年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において定めた支給基準に基づき算定した額を支給することができる。

2. 評議員にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外並びに担保提供の承認

(8) その他法令で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要ある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員 の設置)

第23条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
 - (2) 監事 2人以内
2. 理事のうち、1人を理事長とし、1人を常務理事とする。
 3. 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事、監事は、評議員会の決議により選任する。

2. 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定める職務権限規定により、本財団の業務を分担執行する。
3. 理事長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の任期)

第27条 理事の任期は、選任の日より2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 監事の任期は、選任の日より4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
3. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事及び監事は、第23条で定めた定数に不足するときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対しては、評議員会において定めた総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第30条 本財団は、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、本財団に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して参考意見を述べることができる。
4. 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、常務理事の選定及び解任

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事または、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、常務理事または、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の目的である事項について提案している場合において、その事項について、決議に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 38 条 理事長は、本財団の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会規定に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
3. 専門委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が任命する。
4. 専門委員への付託事項は次の通りとする。
 - ① 畜産物の生産の近代化を図るための事業に関する事項
 - ② 畜産物の加工・流通の近代化と安定化を推進する事業に関する事項
 - ③ 畜産物の生産に係る研究・調査助成事業に関する事項

④ その他本財団の事業目的に関連する事項

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第41条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 本財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定

める一般法人の設立の登記の日(平成 25 年 10 月 1 に日)から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 令和 2 年 5 月 13 日 定款改定 (評議員及び理事の定数改定)

以 上